

第二期交野市子ども・子育て支援事業計画策定にあたって

【策定の根拠】

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抜粋）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。



第一期計画（平成27年度～平成31年度） ⇒ 第二期計画（平成32年度～平成36年度）

【策定の考え方】

第一期からの経年推移を見ながら、国が示す「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえ、ニーズ調査の実施及び計画策定を行う。



第二期の考え方の手引きは、第一期の考え方の手引きを**基本**としながら、平成29年度に行った中間年の見直しの考え方を踏まえ、改訂を行ったもの ⇒ 第一期からの大きな改訂はない

☆第二期の考え方の手引きの概要

- ・量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について
⇒調査時点の対象年齢児を抽出することが、各年齢のニーズ把握が最も適切に行えるものと思われるが、市町村の判断で4月1日の学年齢にて抽出することも可とする。
- ・教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、国・府の政策動向や人口推計のトレンド、更には地域の実情等を考慮すること
- ・人口推計について
⇒都市開発部局との連携を行った中で、適切な社会増の把握に努めること
- ・0歳児の保育量の見込みについて
⇒現在の育児休業の取得状況や1年超の育児休業取得の希望状況、更には1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したいという保育ニーズの把握など
- ・調査票の文言整理について
⇒第一期計画策定に係るニーズ調査票をベースに第二期計画策定に係る調査票を作成しているが、調査票に使用する文言については、一部読み替えの指示があり。
※大阪府の子育て支援課に確認したところ、調査結果に影響が出ない範囲で各市町村の裁量にて文言修正を行うことは可との確認を行っている。

・共働き等家庭の子どもの幼稚園利用の把握について

⇒共働き等家庭の子どもの幼稚園利用については、より適切な把握に努めることとして、第一期計画策定に伴うニーズ調査票に設問項目としてあるが、今回、特に幼稚園利用を強く希望する方の把握を行うために、設問を追加する。

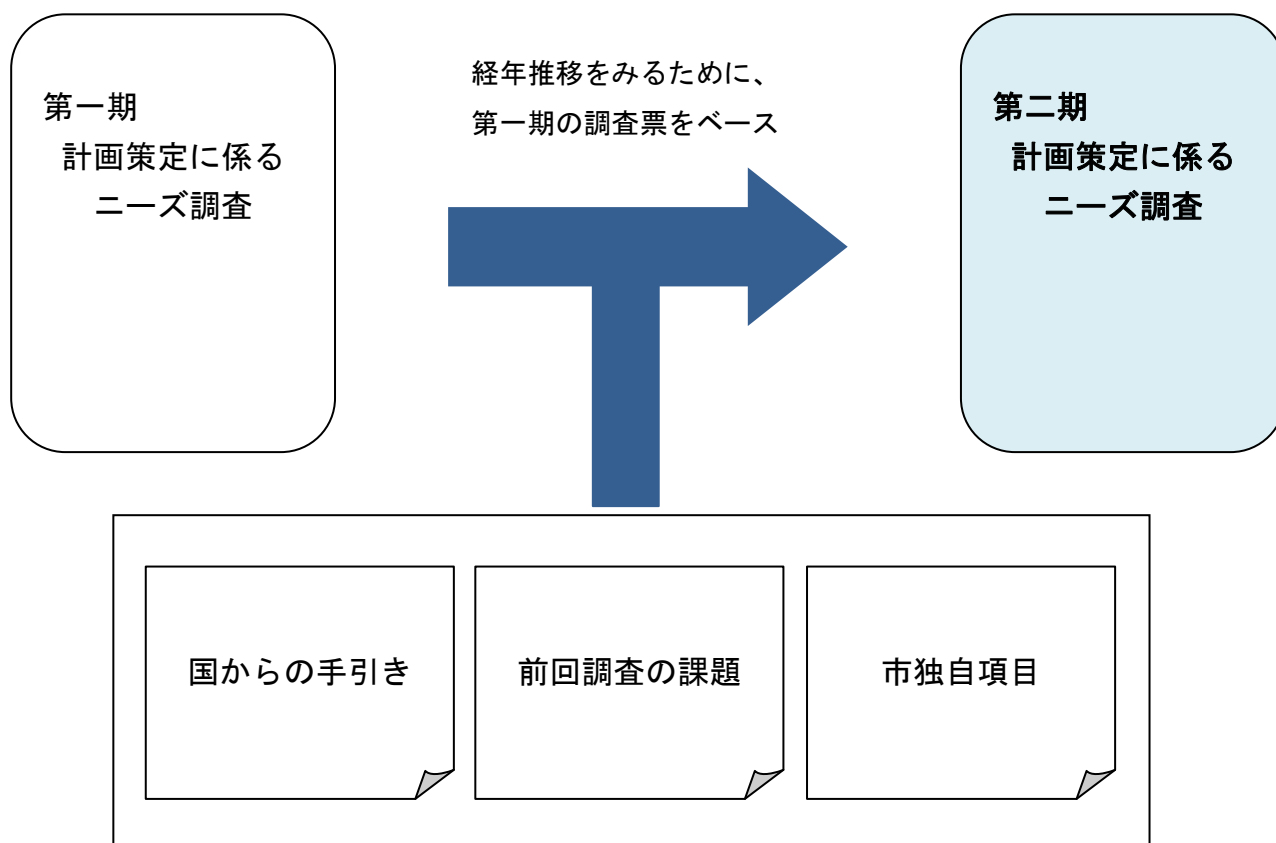
・各事業の量の見込みの考え方

(1)放課後児童健全育成事業⇒女性の就業率の向上や保育ニーズの高まりを受け、適切な把握を行うこと（補足の事務連絡が今後発出される予定あり）

(2)子育て短期支援事業⇒児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日関係閣僚会議にて決定）に基づき、適切な把握を行うこと。

(3)利用者支援事業⇒子育て世代包括支援センターの設置を見据えた把握に努めること

【ニーズ調査】



【対象者の抽出】

前回と同程度の回収率を踏まえた上で、統計上有意的な数値を算出

未就学の児童をもつ保護者 ⇒ 1580

小学生の生徒をもつ保護者 ⇒ 1680

参考：前回回収率 未就学児を対象にしたもの ⇒ 47.6%

小学生を対象にしたもの ⇒ 47.0%